

市民と市職員の皆様へ

市民活動団体等と市との契約ガイドライン

(素案)

1 ガイドラインのねらい

令和3年(2021年)4月1日に施行した「宝塚市協働のまちづくり推進条例」(以下「条例」という。)では、市は自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等と連携してまちづくりを推進することを規定(条例第4条)しており、その具体的な形態の中には、委託等の「契約」行為を伴うものがあります。

契約の締結にあたっては、各主体の力を最大限に生かし、事業効果を高めるうえでも、契約制度にかかる法令を遵守しつつ、お互いの立場や意見、自主性・自立性を尊重する協働の視点に立ってのぞむことが必要です。

2 私法上の契約

市が契約できる事業には、法令に根拠のある公法上のものと、それ以外の私法上のものがあります。本ガイドラインで示す契約は、私法上の契約とします。

3 市民活動団体等(※)

本市では、自治会やまちづくり協議会等の地域団体の他、特定の課題解決のために、自発的かつ自主的に活動する、営利を目的としない、様々な「市民活動団体」が活動されています。これらの団体の中にはNPO法人など、専門的な知識と経験や技術などを生かして不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を行っている団体もあります。

※ 以下、本ガイドラインにおける「市民活動団体等」とは、条例第2条第3号で定める「市民活動団体」の他、自治会、まちづくり協議会等の地域団体も含むものとします。

<NPOって無償のボランティアじゃないの?>

多くの方が、NPO＝無償のボランティアと誤解する理由の一つにNPOの『非営利性』が挙げられます。非営利とは、お金を稼いではいけないという意味ではなく、事業で稼いだ利潤を構成員で分配してはならないという意味なのです。(事業費に再分配されます。)

多くの場合、NPOスタッフには給料が支払われていますし、組織として運営される

ための事務所費等、必要な経費も存在します。

4 契約の原則と方法

(1) 契約の原則

市が行う契約は、法令遵守のもと、契約の透明性を高めながら公正性、経済性(競争性)及び履行の確保を図らなければなりません。契約を行うにあたっては、発注者と受注者が契約の基本である双務性を確保するだけでなく、契約に至るまでの手続きも含め対等性を確保することが必要です。

(2) 契約の方法

市が行う契約は、地方自治法第234条第1項の規定により「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」のいずれかの方法により締結するものとされています。なお、同条2項の規定により、原則は「一般競争入札」としてはいますが、価格競争によらず、受注者を選定する方法として、主に以下の2つの方法があります。

■ 特名随意契約による選定

契約の目的若しくは性質その他特別な事情により契約の相手方が特定されるとき又は災害の発生等により緊急を要する場合の選定方法です。

■ プロポーザル方式による選定

業務の内容が技術的に高度なものや、専門的な技術が求められるような業務(契約の目的や性質上、質を追求する必要があるもの)であって、広く提案を募り、最も優れた提案者を選定する方法です。

5 市民活動団体等に求めること

市が、委託等の契約の相手方として市民活動団体等に求めることは、公益を担う覚悟のほか、市民活動団体等ならではの専門性や感覚、そして問題解決のためのネットワークを備え、事業の目的を理解し、責任を持って業務を遂行できる団体であるかどうかです。

契約の相手方として、法人格を必ずしも求めるものではありませんが、業務の性質によっては一定の要件(※)を求めることがあります。

※ 法人格を有しない団体と請負契約を行う際は、団体に以下の要件を確認できることを必須としています。

- ① 団体としての組織を備えていること。
- ② 多数決の原則が行われていること。
- ③ 構成員の変更に関わらず団体が存続すること。
- ④ 代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確立していること。

＜将来のために法人化は必要？＞

法人化には「社会的信用の向上」「不動産の団体での登記が可能となる」「個人資産と団体資産を明確に分けることができる」などのメリットがあります。事業や団体の継続性や安定性、信用性を高めていくためにも、NPO法人等の法人格の取得を検討しましょう。

6 事業内容を決めましょう

市においては、契約する事業の内容(仕様)を検討する際、各主体の力を最大限に生かせる事業内容とするため、事業内容に関連する市民活動団体等から参考意見を得るなど、課題やニーズ、必要な経費等をしっかり調査した上で事業内容を決めていきましょう。

特に、価格競争によらず、特名随意契約やプロポーザル方式により相手方を選定する場合は、選定した相手方と十分に協議を行ったうえで仕様書を作成し、双方に解釈の違いが無いようにしましょう。

7 適切な事業費を積算しましょう

市においては、予算の積算及び契約にかかる設計金額の積算時に、市民活動団体等が適切に事業を遂行できるよう、必要な経費を算入しましょう。

(1) 直接事業費

直接事業費とは、事業の実施に直接的に起因している費用をいいます。想定される主なものは、以下のとおりです。

＜想定される主な直接事業費＞

項目	内容
人件費	事業従事者の賃金など
報償費	講師、ボランティアへの謝金など
使用料/賃借料	会場費/物品等の借用費など
消耗品費	文具/日用品など
印刷製本費	コピー代/冊子等の印刷代など
役務費	郵便代、通信費、保険料など 但し、日常の運営にかかる経費は除く
会議費	団体構成員以外が関わる会議でのお茶、コーヒー代程度
交通費	電車賃・タクシー代など
その他事業に必要な経費	事業実施に必要な上記以外の経費

Q 市民活動団体等になぜ人件費を支払う必要があるの？また、目安はあるの？

A 市民活動団体等のスタッフも労働への適正な対価が得られなければ質の高い活動を継続することができません。契約の相手方となる市民活動団体等も企業等と同様にその成果には一定の品質が求められており、その事業の遂行に必要な人件費は当然見積もられるべきで、市民活動団体等だからといって無償または低報酬での奉仕を求めることは適切ではありません。業務量や難易度、専門性などを踏まえ、市場価格も参考にしながら、企業等と契約する場合と同様に、適切な金額で積算する必要があります。

人件費として、県が定める「最低賃金」で安易に積算していませんか？業務内容に応じて、適切な人件費を積算しましょう！

(2) 間接事業費

間接事業費とは、事業の実施とは直接関連しない付随的な費用のことをいいます。具体的には事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、通信費、消耗品費等の費用のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額のことをいいます。

Q 市民活動団体等に間接事業費は必要なの？

A 市民活動団体等は組織として活動するので、事業実施のための直接事業費のほかに、事務所の維持費や、総務スタッフに支払う経費など、事業を間接的にサポートするための間接事業費が必要です。

Q 間接事業費積算の目安は？

A 事業内容に応じて、合理的な根拠のもと、企業等と契約する場合と同様に積算することが必要です。

適切な事業費を積算するためには、予算を積算する市の認識はもちろん、市民活動団体等においても、事業を実施するのに必要な経費がいくらかかるのか、適切に把握することが必要です。市への見積書の提出等の際、人件費や間接事業費も含めた必要な事業費を適切に見積もり、安請け合いとならないよう心がけましょう。

Q 前年度からの繰越金(剰余金)が発生しているが、積算する事業費を減額する必要がある？

A 市民活動団体等も、事業の維持・拡大、市場環境や社会情勢の変化に適切に対応するため、また、感染症や災害など想定外の事態で一定のリスク対応を行うためにも、繰越金(剰余金)は必要です。そのため、団体の繰越金(剰余金)に応じて事業費を積算するのではなく、あくまで、事業内容の遂行に必要な経費を積算することが必要です。

NPO 法人は、事業で稼いだ利益を構成員で分配することは認められていませんが、今後の事業費に再分配するために、繰越金として計上することは認められています。